



「憲法週間広報行事 ～刑事裁判傍聴会～」



5月1日から7日の憲法週間にちなんで、刑事裁判傍聴会を5月20日（月）に開催しました。一般や学生の方々23名が、刑事裁判を傍聴し、傍聴後は裁判の解説や裁判員制度の説明、質疑応答を行い、初めて刑事裁判を傍聴した学生の方々からも、たくさんのご質問をいただき、裁判官、検察官、弁護士が疑問に直接お答えしました。

当日は、新聞やテレビの取材もあり、参加したの方々には、インタビューにも応じていただきました。ご協力いただき、ありがとうございました。

平成21年5月21日に
スタートした裁判員制度は、
国民の皆さまの、ご参加・
ご協力に支えられ、
令和6年5月21日
15周年を迎えました。



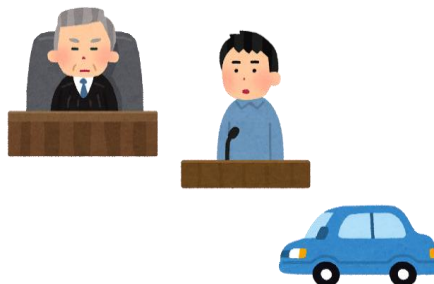
裁判手続の説明

どのような点に注目して傍聴するか裁判官・検察官・弁護士がそれぞれの立場で刑事裁判を説明



刑事裁判の傍聴

法廷に入り、実際の刑事裁判（交通違反）を傍聴しました。



裁判の解説/裁判員制度の説明

裁判官・検察官・弁護士による傍聴した刑事裁判の解説や裁判員制度の説明をし、直接、皆さまの質問にお答えしました。



【検察官】

Q：たくさんの証拠をどのくらいで捜査しているのですか？
捜査の在り方を教えてください。

A：取調べでは、被疑者本人の言い分を聞いて、本当なのか疑問を持ちながら捜査しています。

被疑者が犯罪を犯したことが証拠から明らかであり、起訴をする必要があると判断することは、ときに悩むこともありますが、裏付けをして納得するまで丁寧に取調べを行っています。

また、犯罪を犯したことが証拠から明らかであっても、起訴して裁判を受けてもらうか、社会生活の中で、更生の機会を与えるほうが、被疑者にとって良いのかなどを判断し、起訴をする必要があると判断する場合には、裁判所に起訴状を提出して起訴します。

【裁判官】

Q：裁判員となった一般の方が事件について判断するのは難しいのでは？どのように判断するのですか？

A：事実の認定については、次の3つのルールがあります。①法廷で調べた証拠のみに基づいて判断します。②被告人の有罪を証明する責任は検察官にあります。③被告人が犯罪行為をしたことが常識的に考えて間違いないといえなければ、無罪となります。こうしたルールはありますが、普段の生活でも事実のあるなしを判断する場面は多いと思いますので、生活の延長線上でルールが少しあるだけとさせていただき、判断してもらえればと考えております。

量刑はたしかに難しいですが、制度開始から15年の間で、積み重なった参考となる事例も増えておりますので、全員で「この事件」の正解を出す、という気持ちで臨んでいただければと思います。

【弁護士】

Q：被疑者・被告人の人権保護について、普段からどのような活動をされていますか？

A：弁護人は、被疑者・被告人が不当に罪に問われたり重い刑を科されたりすることのないように、その人権を守る最後の砦だということを常に意識して活動しています。

捜査段階では、事案によっては、起訴をするべきではないこと・起訴をする必要がないことを検察官に働きかけていきます。被害者がいる事件の場合は、被害回復のために示談交渉を進めることも重要です。

起訴された場合には、被告人の言い分をよく聞いて、法的に正しく整理して主張していきます。また、法廷で被告人に質問するときには、分かりやすい言葉で聞くなどして、被告人が言いたいことをきちんと伝えるように配慮しています。

参加者の感想など

- ・裁判官と話し合っ「裁判員」をやりたいです。
- ・今回で難しそうというイメージが少しなくなったので、機会があれば「裁判員」をやりたいと思いました。
- ・裁判の後にその解説をお聞きする機会はなかなかないと思い、とても貴重な経験でした。
- ・一通りの裁判の流れが見れたので良かったです。法曹三者の方から話を聞いて参考になりました。
- ・裁判では根拠や法律にのっとった話かしないと思っていたが、解決策など感情論的な話も多いことが初めて分かった。
- ・本物の裁判を傍聴したため、リアルな空気感を感じることができ、理解しやすかった。
- ・実際の裁判の流れを見学することでより理解が深まりました。日常の延長線上として、判断をするということを聞いて、裁判官に対する難しさのイメージが少しなくなりました。
- ・初めて傍聴して、弁護士、裁判官、検察官、裁判所書記官の動きが分かっておもしろかった。



もっと知りたい方は

アンケートのご協力
ありがとうございました。



■ 裁判所見学会のご案内 ■

山形地方・家庭裁判所では、裁判所見学会を随時開催しております。詳しくはウェブサイトをご覧ください。
(お申し込み先・お問い合わせ先) 山形地方裁判所総務課庶務係 TEL 023-623-9513 (直通)



アイコンを
クリック！

見学

山形地家裁
裁判所見学会